

象徴天皇制と日本の将来の選択

—キリスト教的観点から

松谷好明

序論

〈戦後リベラル・デモクラシーの伝統の再検討〉を日本の文脈で考えるために、私は近代日本の最大の問題の一つである天皇制の問題を取り上げたいと思います。その際、シュヴェーベル教授、マクグラス教授にも我々が取り組んでいる思想的、信仰的課題を理解していただけるように努めるつもりです。

さて、我が国が二五〇年にわたる鎖国政策を放棄して西欧に国を開いたのは一五〇年前のことであり、明治維新により天皇中心の新政府が作られたのは、わずか一四〇年前のことです。我が国の近代化はその時から始まりましたが、それと同時に、朝鮮への侵略、中国、ロシア、欧米諸国との戦争の歴史が始まりました。その意味で我が国の近代化の歴史は戦争と切り離すことはできませんが、しかし近代化は我が国に、封建時代とは比較にならないほど、より自由で、より豊かな、より人間らしい生活をもたらしました。より人間らしい生活を可能にする政治的、社会的制度を広義でデ

モクラシーと呼ぶとすれば、近代化とはデモクラシーを形成していく過程と云うことができます。明治維新政府は、大日本帝国憲法を作り、その中で近代デモクラシーの主要な要素を規定して近代化の促進を図り、全般的に見て大きな成功を収めたと言いうことができます。

しかしながら同時に、大日本帝国憲法は神格天皇絶対主義をその根本原理とすることによって、デモクラシーの健全な発展を阻害し、一連の戦争によって日本と世界に対して大きな打撃をもたらしました。約六〇年続いた大日本帝国憲法体制は、第二次世界大戦における敗北をもって終わりました。それ以後、今日に至るまでの六〇年間、我々は新しい日本国憲法体制の下にあります。主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重を柱とするこの新憲法は、天皇を「象徴」天皇とし、また、自由、平等、人権、平和といったデモクラティックな価値を旧憲法より一段と明確に保証して、戦後リベラル・デモクラシーの伝統を形成してきました。この新憲法によって我々が旧憲法体制下の天皇制軍国主義の桎梏から解放されたことは否定しがたい事実です。

しかしながら、象徴天皇制の現実をよく見つめるならば、それは旧憲法下の神格絶対天皇制の負の遺産をさまざまに形で受け継いでいるため、単にリベラル・デモクラシーの十全な発展をこれまで妨げてきただけでなく、これからも必然的に妨げ続けて、日本と世界の益を損なうゆえに、私はこの制度が廃止され、共和政が樹立されるべきではないかと考えます。

本講演において私は、以下、なぜそのように考えるのか、その理由を述べたいと思います。天皇制の問題に取り組むに当たって私は、歴史学、法学、ジャーナリズムの成果に学びつつ、特にキリスト教の観点からなそうと思えます。

それは単に、聖学院大学ならびに総合研究所がプロテスタント・キリスト教に立つという理由からだけでなく、キリスト教は、故・家永三郎教授の指摘を待つまでもなく、近代日本の歴史においては共産主義と並び、本質的に日本の民族主義的伝統と相容れない、普遍的性格を帯びたものであり、更に、天皇制が優れて宗教的性格を帯びたものですから、天皇制を照射するのに本来最も適した立場だからです。

以下において私は、次の三点について論じます。まず第一は、大日本帝国憲法下における天皇制の宗教的本質と当時のキリスト教について、第二は、日本国憲法下における象徴天皇制の宗教的本質と今日のキリスト教について、そして第三に、象徴天皇制と日本の将来の選択についてです。

I. 大日本帝国憲法下における天皇制の宗教的本質と当時のキリスト教

(1) 天皇制宗教としての国家神道

徳川幕府を倒して新たな政治体制を目指した薩長土肥の武士たちは、そのために欠かせない精神的支柱として国粹的な神道イデオロギーを取り入れて尊皇攘夷を唱え、仏教、儒教を精神的支柱とする開国派の幕府と戦いました。しかし彼らは、圧倒的な西欧の文明、特に科学技術、軍事力を目の当たりにして攘夷を捨て、「洋才」を用いて尊皇を貫く戦術に転換し、ついに内戦に勝利しました。

かくして明治維新が成立しましたが、新政府は、キリスト教を精神的支柱とする西欧列強に伍するためには、日本の伝統に根ざした宗教を精神的支柱とする強力な統一国家を形成しなければならないと考えました。彼らにとって宗教は真理問題ではなく、政治上の手段にすぎませんでした。すなわち、明治政府は、初め、徳川幕府の公認宗教であった仏教（それもまた「邪教」キリスト教排除のためにフルに活用された）を退け（廃仏毀釈）、従来の神道を国教として用いようとしたが、そのことが効を上げないと見るや、仏教の復権を認め、キリスト教については外交の便宜上黙認し、更に神道については教派神道と神社神道を分離して、前者は宗教、後者は国民道徳と見なす方向へと転換しました。その上で明治政府は、「超宗教」、「国民道徳」と分類した神社神道のもとで、仏教、キリスト教、教派神道などの「宗教」の存在を許すという政策を強力に推進していきました。そのために政府は、神社神道そのものも、教理、祭祀と組織の両面において徹底的な改変を行いました。すなわち、従来の種々の神道神話、祭儀やアニミズムの要素を取り入れつつ、神社神道と皇室神道を結び合わせて、天皇制宗教と言うべき「新しい宗教」、いわゆる国家神道を創作しました。伊勢神宮を天皇家の神社としてピラミッドの頂点におき、全国の神社をそのピラミッド体制の中に組み込んで、国教体制を完成させたわけです。天皇のために戦つて死んだ者の慰霊と顕彰を目的として創建された靖国神社とその地方の肢である護国神社のピラミッド体制は、国家神道体制を補完するものと見ることができます。

明治政府によるこのような政策に最終的に法的承認あるいは根拠を与えたものが、大日本帝国憲法です。すなわち、憲法は、第一条「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」、第二条「天皇は皇室典範の定むる所に依り男子孫之を継承す」、第三条「天皇は神聖にして侵すべからず」、第四条「天皇は国家の元首にして、統治権を総攬し、此の憲法の条規に依り之を行う」と規定して、天皇を絶対的、神的存在とし、大権をすべて天皇に集中させて、神権天皇制を国体としたのでした。明治政府は伊勢神宮、靖国神社をはじめとする全国の全神社を動員するだけでなく、軍人勅諭、教育勅

語の「信仰告白化」を図つて、天皇制宗教としての国家神道を浸透させました。このようにして、大日本帝国憲法、軍人勅諭、教育勅語に端的に表明された国家神道の「教義」は、要する、第一に、天皇は神々の子孫であつて自ら神的存在である、第二に、天皇を戴く日本は選ばれた神国であり、世界に比類なき民族である。従つて、第三に、皇運を扶翼し、皇国の支配を広げることが臣民の使命である、という三ヶ条にまとめられます。

こうした大日本帝国憲法体制下で明治政府によつて採られた国粹主義的、軍国主義的国策は、大正、昭和の天皇政府によつても継承され、やがて刑法（不敬罪）、治安維持法、宗教団体法、国家総動員法など数多くの法律によつて強化されて、結局、憲法にうたわれた近代デモクラシーの自由の原理は極度に制限されるに至りました。リベラルな人々、共産党、さまざまな新宗教の人々、少数のキリスト者は弾圧され、拷問され、投獄され、一部の人々は殺されました。我が国においてこのような有様でしたから、日本の侵略下または統治下にあつた朝鮮、中国はじめアジア諸国における事態がもつとひどかつたことは想像に難くありません。天皇制軍国主義、全体主義のあの暗い時代を忘れてはなりません。

(2) 大日本帝国憲法下のキリスト教

こうした天皇制宗教と呼ぶべき新たな国家神道を精神的支柱、また国家の枠組とした政府とそれを擁護する人々は、社会主義と並んでキリスト教を（国体）に反するものとして一貫して批判、攻撃し続けました。これに対してキリスト教側は、大日本帝国憲法によつて与えられた信教の自由を根拠に熱心な伝道に当たると共に、キリスト教の倫理、道德こそ、臣民として皇国に奉仕する真の日本人、真の愛国者を作り上げる、と弁明することに力を注ぎました。更にキリ

スト教側は当初、神社を非宗教とし、天皇を神聖化する政府の政策には疑義を呈し、論陣を張りました。しかし、富国強兵を国是とする天皇制国家の戦争遂行によつて高まる民族主義、好戦主義の中で次第に国家神道イデオロギーに同化して行き、日本的キリスト教の数多くの文書を出し続け、遂には一九四四年の〈日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡〉を出すに至りました。この書簡において日本基督教団総理、富田満牧師は、「全世界をまことに指導し救済しうるものは、世界に冠絶せる万邦無比なる我が日本の国体であると言ふ事実を、信仰によつて判断しつつ我らに信頼せられんことを」とアジアのキリスト者に呼びかけたのです。この書簡に見られる皇國的キリスト教は、まさに異端的であると言わなければなりません。

大日本帝国憲法下のキリスト教を総括するとき、以下のような問題点が浮かび上がつてまいります。まず第一に、キリスト教の教理と国家―皇室神道の教理が根本的、全面的に相容れないことを明確に主張しなかつたという点です。今日、戦前の日本的キリスト教が第一戒に反し、神ならざるものを神として拝んだ、との良心的な自己批判がキリスト教会からよくなされませんが、問題は単に第一戒に還元されません。神観はもとより、自然観、人間観、歴史観、世界観、救済論、倫理、など、すべてキリスト教の教理は、国家―皇室神道のそれらと全く異なるにもかかわらず、後者に公に反対することが極めて少なく、むしろ、前者が後者と矛盾しないもの、あるいは後者を補完するものであるかのように論ずる傾向がありました。

第二に、キリスト教側は、あたかも天皇と天皇制とを区別することができると考へ続けました。国家神道によれば天皇は、キリスト教神学で言う絶対的で神聖な〈預言者・祭司・王〉たる「メシア」であつて、天皇が天皇であるかぎり、人格においても職務においてもそれ以外のものではありえません。しかしながら、戦前のキリスト者は、教

育勅語の神聖化を批判した人々（例えば、内村鑑三、植村正久）から帝国主義的侵略戦争と国家体制に批判的であった人々、あるいはそれゆえに受難した人々（例えば、南原繁、矢内原忠雄）に至るまで、天皇に対しては敬愛の念を抱き続けて、その旨公言していました。天皇が神的存在として存在し、行動することを決して批判せず、まして、「主イエス・キリストによる永遠の命」（ロマ六・二三）へと天皇を招くことはありませんでしたし、また、そうする可能性がないことに苦しむこともありませんでした。彼らのキリスト教信仰が、多分に武士道的、儒教倫理的キリスト教に傾いていたためではないかと考えられます。

第三に、大日本帝国憲法下のキリスト教指導者たちは、その体制が敗戦をもつて破綻した後にも、天皇自身と他の政治的、軍事的指導者同様、戦前の日本的、皇国的キリスト教を唱導したことに対し、あるいは、黙認したことに對して、何ら責任も痛痒も覚えることはありませんでした。彼らのほとんどは、根本的な異端的教説を唱えたことも黙認したこともなかったかのように、戦後はそのまますぐに、「平和の福音」とリベラル・デモクラシーを説き始め、あるいは教会形成にいそしみ始めました。日本の教会と神学は、結局、「わたしについて来たい者は、自分を捨て、自分の十字架を背負って、わたしに従いなさい」（マタイ一六・二四）という主イエスのみ声が聞こえなくなっていたのです。それほどまでに天皇制、国家神道はキリスト者の精神構造に深く浸透することに成功していた、と言わなければなりません。

II. 日本国憲法下における象徴天皇制の宗教的本質と今日のキリスト教

(1) 象徴天皇制の誕生

最近の歴史的研究（加藤哲郎、中村政則）によれば、天皇から政治権力を剥奪した上で日本国民を統治する手段として（象徴）として天皇を利用するという案は、日米開戦直後の一九四二年半ばからアメリカ政府の中で考えられ、やがてその案がグルー駐日大使案、フェラーズ・マッカーサー案や、国体護持を至上の使命と考える裕仁天皇と日本政府要人らの要望と練り合わされ、マッカーサーによって実現化されていったということです。いずれにせよ、象徴天皇制は、アメリカ政府の思惑と天皇政府の思惑とが一致してできた妥協の産物です。

こうした背景のもと、戦後、日本占領に当たった連合国総司令部はマッカーサー元帥の指揮下、いちはやく神道指令を出して天皇制軍国主義の支柱である国家神道の壊体を図りました。その結果、神道は宗教と見なされ、伊勢神宮をはじめとする全国の神社は宗教法人となりました。また、国家神道のもう一つの柱である靖国神社も、一宗教法人としてのみ存続が認められました。更にマッカーサー総司令部は、天皇自身にいわゆる（人間宣言）（新日本建設に関する詔書）を出させることにより、天皇制存続を可能とする環境を整備した後、遂に日本国憲法を成立させました。新憲法は第一章に（天皇）を置いていますが、第一条は、天皇が「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であると、その地位を「主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定し、更に第四条は、「天皇は……国政に関する権能を有しない」と

規定していますから、大日本帝国憲法に規定された神聖不可侵の、絶対的権力をもつ天皇だとされていないことは明らかです。にもかかわらず、「皇位は世襲のもの」で「皇室典範の定めるところにより、これを継承する」(第二条)とされていますので、旧憲法下においてと同様、天皇家が新憲法下でそのまま皇位を継承することになりました。要するに、これが象徴天皇制と言われるものです。

このようにして新しい日本国憲法に規定されて始まった象徴天皇制ですが、当初から難しい問題を内包していました。

そもそも裕仁天皇は、旧憲法下では神的存在で元首であり、新憲法下では「象徴天皇」とされたのですが、当然のことながら、本人自身の意識においては何ら断絶はありませんでした。しかも、天皇をめぐる種々の祭祀は新憲法体制のもとで法的に規定されておりませんので、象徴天皇としての「公的」祭祀も、天皇家の「私的」宗教としての皇室神道の祭祀も、多くは旧憲法体制下での皇室祭祀令(一九〇八年)のものが、さまざまな部分的変更を伴っていますが、継続して行われてきています。天皇が天皇として憲法で位置づけられ、その天皇が国家——皇室神道に基づき神聖な預言者・祭司・王＝メシアであるままの今日の状況においては、「公的」と「私的」の区別は、実際にはほとんど意味をなさないと言わなければなりません。

そのため、天皇の国事行為は憲法第七条において一〇項にわたって規定されていますが、こうした規定にない、国会召集に伴う〈おことば〉から、〈ご進講〉、〈内奏〉、全国戦没者追悼式、全国植樹祭、国民体育大会等々への出席と〈おことば〉等は、ソフトな形ですが、旧憲法下の神格天皇のそれらと本質的な違いはありません。「元首」としての外

国訪問を意味する、いわゆる皇室外交も同様です。

いずれにしても、天皇が天皇であるかぎり、憲法でいかに「象徴」とされているとしても、天皇から国家―皇室神道的な神的性格を除くことは不可能ではないか、というのが〈象徴天皇制〉に内包される根本問題です。このことを白日の下にさらしたのは、一九六〇年代以降の靖国神社国営化運動、津市地鎮祭裁判、自衛官の護国神社合祀裁判、元号法、岩手靖国訴訟、教科書問題などの歴史ですが、しかし何よりも、裕仁天皇の死から明仁天皇の即位に至る、いわゆる〈代替り〉の歴史的事実です。代替りに伴う宗教儀式はすべて皇室―国家神道によつて行なわれ、現憲法など意味をもたないかのように、旧憲法体制下の代替りと同様のことが超法規的には行なわれました。すべての神道祭祀の大前提は、天皇は神的存在である、ということです。従つて、神的天皇をいただく日本国民は特別な存在であり、また、諸国民は日本国臣民同様、天皇を崇仰すべき周辺の民である、という教理は、依然として有効であり、そうした儀式において明らかに表明されています。

このように日本国憲法は、大日本帝国憲法同様、冒頭に天皇条項を掲げて、それに続くデモクラティックな諸箇条の規定と解釈に、常に影を落としています。従つて、我が国におけるリベラル・デモクラシーの発展を考えると、「象徴天皇」の存在について改めて根本から検討し直さなければなりません。

(2) 象徴天皇制の問題点

まず第一に、我々は、〈象徴天皇〉とは何かを改めて問うことから始めたいと思います。従来、「天皇」は欧米の言語

では「皇帝」(英、emperor)と訳され、韓国では「天皇」を嫌って「日王」、すなわち日本の「王」と呼びますが、皇室―国家神道によれば、天皇は本質的に、皇帝でもなければ王でもありません。皇帝や王はそれら自体は世俗的、政治的観念であり、地上の支配者ですが、「天皇」は天的な王、すなわち、天から遣わされた王、ないしは天においても位置を持つ地上の王を意味するからです(従って、単なる「天子」では、もはやありません)。いずれにしても「天皇」は、単に地上的な支配者ではなく、天上の世界、神ないし神々と切り離しえない、宗教的存在です。天皇は天を代表して地にあり、地を代表して天にある存在、キリスト教神学で言えば、まさに仲介者(Mediator)たるキリストメシアに当たる存在と言わねばなりません。

日本国憲法にさきだつて出された、いわゆる〈人間宣言〉が天皇から神的性格を明確に除くものであったと言えない、極めてあいまいなものであり、大日本帝国憲法下の天皇の性格を温存する便法であつたことは、周知の事実です。従つて、今日、天皇が存在するとき、それは神的存在、現人神的存在としてあるのであつてそれ以外ではありません。皇室神道においてはもとより、日本国憲法の趣旨にのつとつてなされるべき天皇の葬儀や即位の公的祭儀においても、天皇は、儀式の種々の要素に変更が加えられたとしても、依然として、国家神道的な天皇そのものなのです。とりわけ大嘗祭の秘儀によつて新天皇は現人神、現御神あらひとがみとなるわけですから、天皇が単なる人となることは原理的に不可能です。その意味で、三島由紀夫が『英霊の声』の中で戦死した将兵に仮託して「などてすめろぎは人間ひととなりたまひし」と問うた問いは、「畏るべき天皇」(松本健一)自身によつて原理的に退けられていると見るべきではないでしょうか。今日、明仁天皇にとつても美智子皇后にとつても、実際には、皇室祭祀令(一九〇八年)の祭祀が真の「公務」だと言つて過言ではありません。すなわち、宮中に設けられた三殿(賢所、皇霊殿、神殿)においてしばしば行われる祭祀と、伊勢神宮への参拝などは、天皇であることと分離できない、というより、存在理由そのものと言えます。

第二に、〈象徴天皇〉の条項は、国民の基本的な人権を危うくする可能性を多分に含んでいます。そもそもこれらの規定は、天皇を国民の一人と見なしませんから、天皇自身については、事実上、基本的人権が大幅に認められておりません。すなわち、天皇は皇室神道の現人神ですから、天皇に信教の自由はありません（法理論上、ある、と言う人もいますが、事実上は、ない、と見るべきでしょう）。無限に繰り返されるもろもろの神道祭儀から解放される可能性はないのです。従つて、今日、明仁天皇のみならず美智子皇后も、積極的に神道にコミットする以外に道はありませんから、二人とも熱心にそのようにしていると言われます。かつて、キリスト教の側に、皇室へのキリスト教の浸透と、天皇、皇后および皇室の人々のキリスト教への改宗の期待が一部にありました。しかし、そうしたことは、神道によつて初めて存在しうる「天皇」と皇室にとつて、原理的にも実際のにも、ありえないことと言わねばなりません。思想、良心の自由については、天皇にも限定的に認められていると言えますが、表現の自由が極度に制限されていますから、天皇が何を考え、どう感じているかは公になりにくいことは周知の事実です。結婚の自由も行動の自由も、ほぼ存在しません。（天皇と皇室の世界が極めて異様異質で、大奥や吉原の世界と酷似していることが、大宅壮一『実録天皇家』により、戦後早々から明らかにされています。）しかし何よりも問題なのは、天皇は責任の主体たる人格を果たして十全な意味で有するかどうか、必ずしも明確でないことです。例えば、天皇が犯罪を犯した場合、どうなるのか、です。天皇の戦争責任は問えるのでしょうか。天皇に責任がないとしたら、天皇は人間と言えるのでしょうか。

それでは、象徴天皇の存在は、一般国民の基本的人権とはどうかかわっているのでしょうか。この問題は極めて多岐にわたりますが、ここではその代表として二つだけ取り上げたいと思います。①神聖な、普通の人間でない人間が措定されることにより、天皇との距離の近さによりランク付けが行われています。この点においては、旧憲法下と比べると

らば大きく改善されつつあるとはいえ、基本的な社会的意識構造は変わりません。その最たるものは叙勲制度（これを欧米流の叙勲制度と同じと見るのは、その反デモクラシーの様相のゆえに、皮相です）と被差別部落の存在です。

② 象徴天皇の存在は、その存在の正当性に疑義を呈するとき（「国民の総意に基づいて」と規定されていても）、あるいは、天皇の言動に批判の目を向けるとき、特に、昭和天皇の戦争責任を問うとき、国民の基本的人権を侵しがちなります。昔ながらの「非国民」、「日本から出て行け」、との非難は頻繁に起こり、脅しの電話、手紙、メールは珍しくなく、封書にカミソリが同封されたり、右翼街宣車が押し寄せることもあります（『昭和天皇』（講談社、二〇〇二）の著者、ハーバート・ビックスはアメリカ人ですから大丈夫でしょう）。最後には、本島等長崎市長や東京のキリスト教主義大学学長の弓削達のように銃撃も覚悟しなければなりません。ことかように、我が国においては、天皇の存在のゆえに、言論、集会、結社、出版はじめ表現の自由は絶えず無言の圧力を受けています。

第三に、象徴天皇の存在と役割は、次の点で極めて宗教的であり、問題を含んでいます。まず、天皇は国民の時間を支配しています（原武史）。それを法的に端的に表わしているのは元号法です。これによって一世一元が定められているのですが、現実には、公的文書（銀行、郵便局の振込用紙に至るまで）において我々は、必ず元号を用いなければなりません。天皇の即位から何年目に生きているのか、天皇の治世となつて何年になるのかを自覚することを常に強いられています。また、我が国の暦における祝日は、ほとんどの場合、衣替えした天皇関連記念日です。かくして国民は、天皇の時間を生きていることになります。

天皇はまた、空間をも支配しています。すなわち、国家——皇室神道神話によれば、国土は天皇の祖先たる神々に

よつて創られたものであり、この国土を縁にし、作物を実らせるのも、その神々であり天皇です。それを儀式において演じ示すのは、天皇の公の務めです。従つて、天皇にとつて、例えば、全国植樹祭への出席とそこでの植樹は単なる記念行事ではなく、皇居の田んぼでの田植えと収穫は個人的趣味によるものではありません。国土全体を縁にし、豊かな収穫を与えるための宗教的象徴行為です。年毎の収穫を神々にささげる年一度の新嘗祭も、日本の国土もそこからの実りも、天皇とその神々によるものであることを物語っています。このように、日本の時間、空間を支配する神的存在ですから、天皇が日本の時空に存在する真、善、美、力の究極的根源であることも、けだし当然です。従つて、我が国におけるすべての価値は、天皇の名によつて認められて初めて公に最高のものとなります。このように時間、空間の一切を支配する天皇の存在は、日本の多くの集団の中に、スポーツ界でも芸術界でも学会でも小天皇と権威主義的で不自由な空気を生み出します。

第四に、このような比類のない神的存在である天皇を戴くということは、かかる国と国民の比類なさを保証するものとなります。どの国、どの民族もそれぞれが独自であり、特殊な存在であるという意味ではなく、国家神道的な八紘一字という特別な意味で、日本と国民、その文化は、日本人以外には真に理解することが困難であると想定されます。このような理解と宗教的信念は、日本国憲法の前文により、またそれに基づく旧教育基本法の前文、本文により明確に否定されているのですが、しかし、〈象徴天皇〉の存在によつて実質的に命脈を保っており、事あるごとに表出されます。

例えば、このことは何よりも、旧憲法下の登極令に順じて行われた現天皇の（即位式・大嘗祭）で露に表明され、神奈川住民訴訟（いわゆるバンザイ訴訟）によつて問われましたが、法廷においては何ら問題のない、合憲的なものとされました。森首相の「日本は神の国」発言は、繰り返される保守的政治家たちによる類似の発言を代表するにすぎませ

ん。「失言」ではなく「本音」なのです。国旗国歌法により国歌とされた〈君が代〉がうたう永遠に続くべき天皇支配の「天皇」とは、まさに神国日本の主、という解釈です。このような「信仰告白」的解釈を国旗国歌法自体が規定しているわけではありませんが、教育の現場では事実上強制されつつあります。

こうした国家——皇室神道イデオロギーの温床は、依然として全国に張りめぐらされた神社と、神社と密接に結びついたほぼすべての団体——特に学校、町内会から地方自治団体、政界、財界、スポーツ界、芸術・文化団体に至るまで——です。政治家、閣僚は、野党も含めて、就任時や新年にはその頂点にある伊勢神宮に参拝します。選挙となればほとんどすべての候補者とスタッフが神社参拝をし、受験生と親たち、先生たちは神社のご利益に依りすがります。仏教徒であれ、キリスト教徒であれ、無神論者であれ、〈神社非宗教論〉に洗脳された大多数の国民が、この事実上の「国家神道」に捕らえられています。正月三が日の全国における神社参拝者は、国民の半数以上に及びます。しかも神社は、日本の他の多くの宗教団体と同じく、政治上の外郭団体としても機能します。思想・信教・良心の自由といったデモクラシーの価値の中核となるべき個人の人格の形成が、結局、天皇の存在とその制度的表現である「国家」神道によつて妨げられている結果と言わなければなりません。

このように考えてくるとき、我々は、象徴天皇が神道にのつとつた現人神、現御神であることを止めることができな
いかぎり、象徴天皇制はひとり天皇のみならず、天皇家、皇族から真の人間性と人格を奪い、国民をも誤つた宗教的
信念のもとに置くだけでなく、彼らの主権と人権を侵すことによつて、憲法が樹立しようとするリベラル・デモクラシー
を逆に危機に陥れる恐れが常にある、と考えざるをえません。

(3) 象徴天皇制と今日のキリスト教

それでは、日本国憲法下における天皇と天皇制を、キリスト教側は實際どのようなように見てきたでしょうか。さきに見た如く、敗戦直後のキリスト教会は全体として、戦前、戦中の自己の経験を苦難の歴史と見、異端的、あるいは異教的な誤りに陥ったり、神に対して重大な罪を犯したとは認めませんでした。むしろ、アメリカ政府とマッカーサーが、天皇制を象徴天皇制として残しただけでなく、キリスト教を反共およびリベラル・デモクラシーを普及させるための手段として活用する政策を採ったため、大いに意気が上がり、平和とデモクラシーの旗手として活発に伝道を開始しました。他方、無教会やカトリックの知識人の中には、憲法制定や政府の政治、教育改革、社会改革に大きく貢献する人が少なからず現われました。更に、昭和天皇とマッカーサーそれぞれの思惑が一致した結果、皇室内外の重要ポストにキリスト者が多数配置されました。選ばれたキリスト者に共通するのは、無教会、カトリック、聖公会のいずれであれ、皇室と自分の信仰との間に何ら矛盾、対立を感じせず、それゆえに、天皇であれ皇族であれ、救い主キリストを必要とするとは考えなかったということでした。それは、とりも直さず、彼らのキリスト教信仰が国家神道に馴化されて、倫理、道徳化し、「まじめ」人間育成の私的宗教となっていたためであらうと思います。

戦後約二〇年の間は、日本のキリスト教会は全体として、天皇の存在と日本国憲法の天皇条項に特に関心を抱くことはありませんでした。冷戦の展開に起因する日本の再軍備や原水爆禁止運動の關係で第九条が関心の的になりましたが、天皇条項がキリスト教会の関心の的となったのは、さきに見たように、一九六〇年代後半に起こった反動的な靖国神社国営化問題以降でしょう。更に、天皇（代替わり）の深刻な事態（国家神道のソフトな形での復権）の中から、キ

リスト教会の一部には象徴天皇制批判の論調が現われるようになりました。

しかしながら、戦後、今日に至るまでのキリスト教側の大勢は、天皇と天皇制は「政治問題」だとして意見の表明をせず、〈天皇制タブー〉に同調しています。この姿勢は、戦前、戦後の、日本的キリスト教から皇国的キリスト教への転落について、何ら物語り、説明し、罪を認め、悔い改めをしようとしな、いな、その必要を感じない姿勢、体質と通底しています。戦前、戦中の指導的な牧師たち、例えば、富田満、鈴木浩二、日高善一、阿部義宗は、戦後、挫折も引退もなく牧師職を続けただけでなく、戦前、戦中の自らの信仰の在り方についても、日本国憲法下の天皇と天皇制についても、公的には沈黙し続けました。その姿勢は、指導的な牧師たちのみならず、戦前、戦中の神学者たちにも共通しています。例えば、村田四郎、熊野義孝、桑田秀延、山本和、松村克己といった有力な学者たちは、皇国的キリスト教と自らの関係について、更には、戦後の天皇と天皇制について、ほぼ沈黙を守っています。挫折も罪責も自己批判も表明されず、あたかも戦時中、何事もなかつたかのように、また戦後、天皇も憲法の条項も存在しないかのように、教え、説教し、著述しています。渡辺善太、石原謙といった大学者たちも、こうした問いを問うこと自体を快しとしない傾向があります。戦中の教会指導者たちは戦後すぐの教団の会合において悔い改めの意を表明しているゆえに、いつまでもそういったことを云々するのは間違っている、というわけです。しかし、事はそれほど単純なことでしょうか。今日でも、象徴天皇との関係、象徴天皇制のもとにおける教会の在り方は、それこそキリスト教の本質にかかわる重大な神学的、信仰告白的課題ではないでしょうか。

幸いなことに、特に一九六〇年代以降、天皇制についての批判的研究がキリスト教会の少なからぬ歴史家、政治学者、法学者、牧師、神学者によって着実に積み重ねられてきました。彼らの研究は日本全体の世論を変えるには到底

至つていませんが、しかし、真理の証人として重要な貢献をしていると私は考えます。

結論——象徴天皇制と日本の将来の選択

我々は、戦後リベラル・デモクラシーを生み出した日本国憲法が、主としてアメリカの政治的主導権のもとに、国体護持を至上命題とする裕仁天皇と政府の思惑に合致して冒頭に掲げた、第一章の天皇条項によつて、リベラル・デモクラシー自体の発展を大きく阻害している側面を見してきました。もし我々が、旧憲法体制下の天皇制軍国主義の再現を願わず、新憲法体制のもと、より人間らしい生活と平和主義、国際主義を追求しようとするならば、憲法が打ち出したリベラル・デモクラシーを十全に発展させねばならず、そのためには、憲法に規定された象徴天皇制を根本的に変えなければなりません。

理論的には、二つの選択肢が存在します。一つは、憲法改正により、象徴天皇を真に「君臨すれども統治せず」という英国式の〈国王〉(King, Queen)のような存在とすることです。国王は地上において主権者(sov^{er}ein)であつたり、国家の元首(head of a state)ではあつても、決して、彼あるいは彼女自身が現人神やメシアではなく、また、聖職に属する職務を自らが執ることはできません。天皇がそのような人間の存在として新たに規定され、指定されるならば、リベラル・デモクラシーと衝突することも、キリスト教と衝突することも、原理的にはありえなくなります。しかしながら、そのような英国の〈国王〉は、宗教改革、ピューリタン革命、王政復古、名誉革命を経てきた教会と国家、キリスト教信仰の歴史的結果です。そうした背景なしに、天皇を「人」である「国王」とすることは、我が国において

果たして可能でしょうか。

もう一つの選択肢は、憲法改正によつて、象徴天皇制を廃止すること、すなわち、我が国を共和制とすることです。現憲法が天皇の存在を「主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定していますから、この選択肢は、原理的には可能ではありません。繰り返し確認した如く、「天皇」という存在は、本来、国家―皇室神道によつて定義されて存在するものであるから、第一の選択肢が願うように神―人的性格を除いて、キリスト教的に単なる地上的な〈国王〉とすることは不可能である、ということに本當になれば、共和制を樹立する以外に進むべき道は無くなります。私の知る限り、我が国のキリスト教会において、この選択肢の可能性を早くから示唆してきた代表的組織神学者は、聖学院大学の大木英夫教授と古屋安雄教授、立教大学の塚田理教授（聖公会）です。

我々は以上のような二つの選択肢の前に立たされています。私見によれば、共和制が我が国に一層の自由と平和をもたらすと思われます。この共和制への道は、天皇制に取り込まれた我が国の現状を考えれば、実現はまことに困難なものです。しかし、その困難に立ち向かうことは、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」（日本国憲法前文）我々の使命ではないでしょうか。